

中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務仕様書

1 業務名

中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務

2 業務の目的及び事業内容

(1) 目的

地域中小企業等の知財ニーズへの対応を行う知財専門人材を配置することにより、大学・公設試や地域支援機関等と連携しながら、地域中小企業等の知財戦略を加速化させ、その成長育成を図る。

(2) 業務内容

①知的財産基本戦略推進事業

本県では、知的財産の創造・保護・活用に関する本県知的財産基本戦略「山口県知的財産基本戦略」に基づき、地域中小企業等の産業振興を図っているところである。

そのため、地域中小企業等の研究開発成果の権利化の推進・県内団体の地域団体商標の取得や、未利用・開放特許の活用など、中小企業や地域における知財ニーズに対応する専門人材によるコーディネートが必要となることから、地域支援機関（大学・公設試・商工会議所・商工会）等と連携し、知的財産権の普及・啓発を図り、知的財産権（特許・意匠・商標等）取得や技術移転等を支援する中小企業知財支援コーディネータを配置する。

ア 知財制度の普及・啓発

- (ア) 企業・地域支援機関等への訪問による、知財のシーズ・ニーズに関する掘り起こし・情報収集
- (イ) 知的財産権に関する研修会・相談会の開催
- (ウ) 国・県・独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）が実施する各種セミナー等の開催支援

イ 企業訪問及び地域支援機関等との連携を中心とした知財支援

- (ア) 知財制度全般に関する相談への訪問対応
- (イ) 知的財産権取得に関する支援
- (ウ) 知財戦略の策定支援

ウ 開放特許等の個別案件紹介

- (ア) 中小企業への大学等の無料開放特許等の紹介
- (イ) 開放特許・未利用特許の活用等による技術移転支援
- (ウ) 開放特許情報データベースの利用促進

エ 中小企業等の海外事業展開に係る知財関係支援

- (ア) 海外事業展開に対する知財戦略の策定支援
- (イ) 外国出願支援や海外での模倣品対策の支援（国・県・INPITの補助活用）

②知的財産活用促進事業

ライセンス契約に係る支援や知財を活用した事業化・商品化支援など、知的財産権の効果的な活用に向けて、専門人材によるコーディネートが必要となることから、知財活用戦略コーディネータを配置する。

ア ライセンス契約締結支援

- (ア) 契約締結（実施許諾・譲渡等）に関する支援
- (イ) 成約案件の事業化に向けた支援

イ 企業訪問を中心としたマッチング・技術移転支援

- (ア) 知財のシーズ・ニーズに関する情報収集、マッチングの検討・実施
- (イ) 中小企業への大学等の無料開放特許等の紹介
- (ウ) 開放特許・未利用特許の活用等による技術移転支援

ウ 知的財産権の効果的活用に向けた支援

- (ア) 知的財産権の活用に関する訪問相談
- (イ) 知財を活用した事業化・商品化に関する支援
- (ウ) 知的財産権の活用に関する研修会・相談会の開催
- (エ) 国・県・I N P I Tが実施する各種セミナー等の開催支援

エ 中小企業等の海外事業展開に係る知財関係支援

- (ア) 海外事業展開に対する知財戦略の策定支援
- (イ) 外国出願支援や海外での模倣品対策支援（国・県・I N P I Tの補助活用）

③知的財産国内出願助成事業

県内中小企業の知的財産権を活用した戦略的な事業展開を支援するため、優れた技術やブランド等の知的財産権を広く活用しようとする国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）に必要な経費の一部を助成する。

ア 助成金の概要

- (ア) 助成対象者 県内中小企業者
- (イ) 助成限度額 400千円/件
- (ウ) 助成率 助成対象経費の2分の1
- (エ) 助成件数 3件以上
- (オ) 助成対象経費 特許庁への出願手数料、国内代理人費用
- (カ) 審査委員会 複数委員により構成する審査委員会の設置
- (キ) その他 審査会においては、申請企業者のプレゼンテーションを実施

3 委託業務の期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

4 個人情報の取扱いについて

個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律」及び、別記「個人情報取扱特記事項」の趣旨を踏まえこれを遵守すること。

5 その他

(1) 諸費用の負担

契約の締結に要する費用については、受託者側の負担とする。

(2) 事故等の処理

受託者は、事故等が発生した場合及びその他異常があった場合は、委託者へ遅滞なく通報しその指示に従い、その都度事故報告書を作成、提出すること。

(3) 損害の負担

受託者の行った業務により生じた損害は、受託者の負担とする。但し、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(4) その他

- ① その他細部についての必要な事項は、委託者の指示するところによる。
- ② 特別の事情が生じた場合、双方協議の上、委託条件を変更することがある。
- ③ 事業が終了した場合には、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託する場合を含む。)又はこれに類する行為(以下「再委託」という。)をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。